

非常災害時における対応の一部変更について

令和6年度八戸市立小中野中学校

- 1 「特別警報」が発表された場合
 - ① 生徒を学校に待機させ、直接保護者に引き渡すことを原則とします。
 - ② 翌日からの授業の実施等については、引き渡し時に保護者に連絡します。
 - ③ 夜半（深夜0時以降）から早朝に発表された場合
 - ・当日は原則として「臨時休業」とします。
 - ・「翌日からの授業の実施等」については、配信メール、本校ホームページ（ブログ）でお知らせしますので、ご確認願います。
- 2 授業中など生徒の在校中に市内のいずれかで「震度5弱以上」の地震が発生した場合
 - ① 生徒を学校に待機させ、直接保護者に引き渡すことを原則とします。
 - ② 翌日からの授業の実施等については、引き渡し時に保護者に連絡します。
- 3 生徒が帰宅してから翌日早朝までに「震度5弱以上」の地震が発生、または、朝6時の段階で全市あるいは学区内が停電している場合
 - ① 当日は原則として「臨時休業」とします。ただし、被害状況によっては、市教育委員会の判断で臨時休業としないこともあります。その場合は「学校安全情報配信メール」で学校及び保護者に周知します。なお、メール配信は、地震発生から概ね1時間後を想定しています。
 - ② 「翌日からの授業の実施等」については、配信メール、本校ホームページ（ブログ）等でお知らせしますので、ご確認願います。

※八戸市教育委員会の非常災害時（地震）における対応の確認についてでは『関連して、夜半、早朝に「震度5弱以上」の地震が発生した場合、通学路の安全、校舎内外の安全を考慮して、当日は原則として「臨時休業」とする。**ただし、被害状況によっては、市教育委員会の判断で臨時休業としないこともある。その場合は「学校安全情報配信メール」で学校及び保護者に周知する。**』と変更になっております。

- 4 各種の警報が発令されている場合
 - ① 当日は原則として、「臨時休業」にはしません。
 - ② 登校できる状況にない場合は、保護者の判断により登校を控えさせてもかまいません。この場合、欠席や遅刻として扱いませんが、登校させない旨、学校に連絡（電話等）をお願いいたします。
 - ③ 学校が休業日で部活動等を中止する場合、担当教員がご家庭へ電話連絡をします。
- 5 震度に関わらず、津波注意報及び警報が発令されている場合
 - ① 当日は原則として「臨時休業」とします。
 - ② 「翌日からの授業の実施等」については、配信メール、本校ホームページ（ブログ）でお知らせしますので、ご確認願います。
- 6 生徒の在校中に、震度に関わらず津波注意報及び警報が発令された場合
 - ① 避難等の対応（垂直・水平避難）を優先します。
 - ② 注意報及び警報が解除されるまで生徒を学校に待機させ、解除後に直接保護者に引き渡すことを原則とします。

※学校安全情報配信システムに登録されている方には、随時学校から情報を配信させていただきますので、できるだけ登録されますよう、ご協力お願い申し上げます。